五　申請年月日
　令和七年六月二日
六　縦覧場所
イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室
ロ　東北地方環境事務所資源循環課
ハ　福島県生活環境部産業廃棄物課
ニ　福島県相双地方振興局県民環境部環境課

○環境省告示第六十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

　令和七年七月十日　環境大臣　浅尾慶一郎

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　ゼロ・ジャパン株式会社
ロ　住所　東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号
ハ　代表者の氏名　代表取締役　安齋　哲也
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
イ　新潟県新潟市中央区新光町四番一
ロ　愛知県名古屋市港区正保町一丁目十四番一及び二十番一
三　無害化処理の用に供する施設の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
　令和七年六月四日
六　縦覧場所
イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室
ロ　関東地方環境事務所資源循環課
ハ　中部地方環境事務所資源循環課
ニ　新潟市環境部廃棄物対策課
ホ　愛知県環境局資源循環推進課
ヘ　名古屋市環境局事業部廃棄物指導課
ト　名古屋市中川区役所
チ　名古屋市港区役所
リ　名古屋市環境学習センターエコパルなごや

その他告示

○内閣府告示第百八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第八十六号をもって公示した国際戦略総合特別区域を令和七年六月十九日付けで変更したので、次のとおり公示する。

　令和七年七月十日　内閣総理大臣　石破　茂

一　地方公共団体の名称　愛知県、三重県、長野県、春日井市、安城市、稲沢市、尾張旭市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市及び上田市
二　国際戦略総合特別区域の範囲　春日井市、安城市、稲沢市、尾張旭市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市及び上田市の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○金融庁告示第六十八号

日本郵政株式会社が令和七年六月二十七日付けで株式会社ゆうちょ銀行を子会社とする持株会社でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第三項の規定により日本郵政株式会社に対する同法第五十二条の十七第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

　令和七年七月十日　金融庁長官　伊藤　豊

○金融庁告示第六十九号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の三第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

　令和七年七月十日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　令第十七条の三第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次に掲げる銀行持株会社に係る同条第一項各号に定める金融庁長官の権限とする。 ［略］ ［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］ ［略］	**第四条**　［同上］ ［同上］ ［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］ ［日本郵政株式会社］ ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第七十号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

　令和七年七月十日　金融庁長官　伊藤　豊